

踏切道改良促進法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令案参照条文

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

第七条（略）

2～4（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

○踏切道改良促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「平成十八年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第三項中「歩行者等立体横断施設の整備」の下に「立体交差化等」という。」を加え、同条第四項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に改める。

第四条の見出しを「（立体交差化計画等及び保安設備整備計画）」に改め、同条第一項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に改め、「国土交通大臣の指定する期日までに」を削り、「歩行者等立体横断施設整備計画」の下に「（以下「立体交差化計画等」という。）」を加え、「提出しなければならない」を「提出することができる」に改め、後段を削り、同条第十項中「第七項」を「第十項（第十一項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「立体交差化計画、構造改良計画若しくは歩行者等立体横断施設整備計画（第五項本文の規定により国土交通大臣が作成したものを除く。）又は」を「第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定により提出された立体交差化計画等又は前項の規定により提出された」に改め、「保安設備整備計画」の下に「（以下単に「保安設備整備計画」という。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

（略）

第九条第一項中「立体交差化計画」を「第四条第一項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により提出された立体交差化計画又は同条第六項の規定により作成された立体交差化計画（当該立体交差化計画の変更があつたときは、その変更後のもの）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

○踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（抄）

（立体交差化計画等）

第四条（略）

2～4（略）

5 国土交通大臣は、前条第一項の規定による指定であつて立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備に係るものうち、鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定をしたときは、あらかじめ当該指定に係る鉄道事業者の意見を聴いて、立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画を作成するものとする。ただし、国土交通大臣が立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画を作成する前に、鉄道事業者と国土交通大臣との間に立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

6（略）

7 第一項の規定による国土交通大臣への立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

8～10（略）

○踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）（抄）

（立体交差化計画等の写しの送付）

第一条 都道府県知事は、踏切道改良促進法（以下「法」という。）第四条第七項の規定により立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画の提出を受けたときは、遅滞なく、地方運輸局長に当該立体交差化計画、当該構造改良計画又は当該歩行者等立体横断施設整備計画の写しを送付しなければならない。

（立体交差化工事施行者の要件）

第六条 法第九条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定連続立体交差化工事に関し、立体交差化計画に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。

二・三（略）

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

附 則

(道路局道路交通管理課の所掌事務の特例)

第十七条 道路局道路交通管理課は、第八十八条各号に掲げる事務のほか、平成二十三年三月三十一日までの間、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三条第一項の規定による踏切道の指定（保安設備の整備に係るものを除く。）並びに同法第四条第一項及び第五項に規定する立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画に関する事務をつかさどる。